3　第十二条の十四の三第二項（第一号を除く。）の規定は第一項において準用する第十二条の十四の三第一項第一号に掲げる船舶類に係る令第九条の四第三号の国土交通省令で定める措置について、第十二条の十四の三第三項の規定は第一項において準用する第十二条の十四の三第一項第二号に掲げる船舶類に係る令第九条の四第三号の国土交通省令で定める措置について、第十二条の十四の三第四項の規定は第一項において準用する第十二条の十四の三第一項第三号に掲げる船舶類に係る令第九条の四第三号の国土交通省令で定める措置について、第十二条の十四の六の規定は令第九条の五において準用する令第九条の二の国土交通省令で定める事項について準用する。この場合において、第十二条の十四の三第二項第二号中「特定水バラスト交換を行った後新たに水バラストを積み込むことなく行う有害水バラストの排出」とあるのは「特定水バラスト交換（第十二条の十四の十七第二項に規定する特定水バラスト交換をいう。以下この号において同じ。）を行った後新たに水バラストを積み込むことなく行う有害水バラスト湖沼等排出（令第九条の四に規定する有害水バラスト湖沼等排出をいう。以下この号及び第十二条の十四の六において同じ。）」と、同号の表第一号中「第一号イ」とあるのは「第十二条の十四の三第二項第一号イ」と、同表第一号及び第二号中「第一号の表第一号下欄イ」とあるのは「第十二条の十四の十七第二項第一号」と、「有害水バラストの排出」とあるのは「有害水バラスト湖沼等排出」と、同表第二号中「第一号ロ」とあるのは「第十二条の十四の三第二項第一号ロ」と、同条第三項及び第四項中「排出し」とあるのは「湖沼等に流し、又は落とし」と、第十二条の十四の六中「排出」とあるのは「有害水バラスト湖沼等排出」と、「する船舶」とあるのは「する湖沼等において航行の用に供する船舟類」と読み替えるものとする。

4　第十二条の十四の七から第十二条の十四の十一までの規定は法第十七条の六において準用する法第十七条第二項第五号の承認について、第十二条の十四の十二の規定は法第十七条の六において準用する法第十七条の二第一項の国土交通省令で定める湖沼等において航行の用に供する船舟類について、第十二条の十四の十三の規定は法第十七条の六において準用する法第十七条の三第一項の国土交通省令で定める湖沼等において航行の用に供する船舟類について、第十二条の十四の十四の規定は法第十七条の六において準用する法第十七条の三第一項の有害水バラスト汚染防止管理者について、第十二条の十四の十五の規定は法第十七条の六において準用する法第十七条の四第一項の国土交通省令で定める湖沼等において航行の用に供する船舟類について、第十二条の十四の十六の規定は法第十七条の六において準用する法第十七条の四第二項の有害水バラスト湖沼等排出その他の水バラストの取扱いに関する作業で国土交通省令で定めるもの及び同項の水バラスト記録簿への記載について準用する。この場合において、第十二条の十四の七の見出し、同条第三項及び第四項、第十二条の十四の十一第一号、第十二条の十四の十二第五号並びに第十二条の十四の十三第二号中「有害水バラストの排出」とあるのは「有害水バラスト湖沼等排出」と、第十二条の十四の七（見出しを含む。）中「海洋」とあるのは「湖沼等」と、同条の見出し及び同条第一項並びに第十二条の十四の九中「船舶」とあるのは「湖沼等において航行の用に供する船舟類」と、第十二条の十四の七第一項中「有害水バラストの排出」とあるのは「有害水バラスト湖沼等排出（令第九条の四に規定する有害水バラスト湖沼等排出をいう。以下同じ。）」と、「排出しよう」とあるのは「湖沼等に流し、又は落とそう」と、同条第四項中「法第十七条の二第四項」とあるのは「法第十七条の六において準用する法第十七条の二第四項」と、「排出される」とあるのは「湖沼等に流し、又は落とされる」と、第十二条の十四の十第一項、第三項及び第四項並びに第十二条の十四の十一中「第十二条の十四の八第一項」とあるのは「第十二条の十四の十七第四項において準用する第十二条の十四の八第一項」と、第十二条の十四の三第二項第二号中「排出しない」とあるのは「流し、又は落とさない」と、同条第五号中「法第十七条第二項第二号」とあるのは「法第十七条の六において準用する法第十七条第二項第二号」と、第十二条の十四の十五中「第十二条の十四の十三」とあるのは「第十二条の十四の十七第四項において準用する第十二条の十四の十三」と、第十二条の十四の十六第一項の表第三号中「の排出」とあるのは「を流し、又は落とすこと」と、同表第三号及び第五号中「排出の」とあるのは「流し、又は落とすことの」と、「排出を」とあるのは「流し、又は落とすことを」と、「排出した」とあるのは「流し、又は落とした」と、「排出が」とあるのは「流し、又は落とすことが」と、同表第五号中「の排出」とあるのは「流し、又は落とすこと」と、様式第一号の九の二、様式第一号の九の三及び様式第一号の九の四中「使用船舶」とあるのは「使用船舟類」と読み替えるものとする。

第十二条の十四の十七の次に次の章名を付する。

第二章の五　海洋施設及び航空機からの油及び廃棄物の排出の規制

第十二条の十五中「第一号の九の二様式」を「第一号の九の六様式」に、「第一号の九の三様式」を「第一号の九の七様式」に改める。

第十二条の十六第一項中「第一号の九の四様式」を「第一号の九の八様式」に改める。

第三十三条の六第一号中「（昭和二十三年法律第百七十四号）」を削る。

第三十九条第二項中「第四十八条第九項」を「第四十八条第十一項」に改める。

第四十一条第二項の表二の項中「第四十八条第一項及び第五項」を「第四十八条第二項及び第七項」に改め、同条第三項の表二の項中「第四十八条第一項及び第五項」を「第四十八条第二項及び第七項」に改め、同表三の項中「第四十八条第四項及び第七項」を「第四十八条第五項及び第九項」に改め、同表中六の項を七の項とし、同表五の項中「第四十八条第四項」を「第四十八条第五項」に、「第八項」を「第十項」に改め、同項を同表六の項とし、同表四の項中「第四十八条第三項」を「第四十八条第四項」に、「第四十八条第七項」を「第四十八条第九項」に改め、同項を同表五の項とし、同表三の項の次に次のように加える。

四　法第四十八条第一項及び第六項に規定する権限	当該有害水バラスト処理設備製造者等の事務所又は事業所の所在地（以下この号及び第五項において「有害水バラスト処理設備製造者等の所在地」という。）を管轄する地方運輸局長（当該有害水バラスト処理設備製造者等の所在地が本邦外であるときは、関東運輸局長）

第四十一条第五項中「第一号」を「第一号及び第四号」に、「第四号及び第六号」を「第五号及び第七号」に改め、「船舶の所在地」の下に「又は有害水バラスト処理設備製造者等の所在地」を加え、同条第六項の表八の項中「第四十八条第三項」を「第四十八条第四項」に改め、同表九の項中「第四十八条第四項」を「第四十八条第五項」に改める。

第一号の九の四様式を第一号の九の八様式とし、第一号の九の三様式を第一号の九の七様式とし、第一号の九の二様式を第一号の九の六様式とし、第一号の九様式の次に次の四様式を加える。